

減口を希望される方へ

1. 減口の申出は、希望する月より行うことができます。
2. 減口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。1口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。
3. 1口目を含めた終身年金（A型、B型及びC型）の年金月額合計額が全体の年金額の半分以上になるように減口をする必要があります。（50歳以上の方が口数を変更される場合、異なることがあります。くわしくは国民年金基金までお問い合わせください。）
4. 平成16年4月以降に増口し、増口後の期間が2年に満たない掛金単位の中から減口する場合には、減口後のそれらの口数が、平成16年3月以前に加入・増口された口数（1口目を除く）を下回らないように減口してください。
5. 減口の申出をされた方は、申出をされた月分の掛金（引落しは翌々月1日）から掛金の額が変わります。
減口の申出をされた方は、減口された口数分の掛金額が月々の掛金額から減額されます。（くわしくは、国民年金基金までお問い合わせください。）
6. 減口の申出書の提出期限は減口をされる月の末日（必着）です。
7. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできませんのでご注意ください。

